

「とくしま希望大使」（認知症本人大使）設置要綱

1 趣旨

「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）に基づき、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、認知症の本人が思いを発信する「とくしま希望大使」（以下「希望大使」という。）を設置し、認知症への関心と理解を深めるための普及啓発を図る。

2 委嘱及び任期

知事は、希望大使として、人格、意欲等から適任と認める者に対し委嘱するものとする。希望大使の任期は2年とし、任期途中の退任及び任期満了後の再任は妨げない。

3 活動内容

希望大使の希望や体調に合わせ、以下の活動を行うものとする。

- (1) 県が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力
県が開催する講演会の講師やパネリスト、普及啓発キャンペーンへの参加など
- (2) 認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトへの協力
認知症サポーター養成講座の受講者の認知症への理解を深めることを目的に、当該講座において、自身の体験や希望、必要としていること等を自らの言葉で語る
- (3) その他都道府県知事が必要と認めた活動
ピアサポート活動やチームオレンジへの協力、県内各市町村への派遣・事業協力、「認知症の人と家族の会」や「認知症本人ワーキンググループ」等の関係団体への協力等

4 要件

希望大使は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 県内在住であること
- (2) 認知症の診断を受けていること
- (3) 認知症の普及啓発に意欲があり、県等と協力・連携ができること
- (4) 氏名・年代・所在市町村・略歴・顔写真を原則として公表できること（公表できない特別な理由がある場合はその限りではない。）

5 決定方法

毎年県が推薦（自薦・他薦を問わない。）等により候補者を募り、4に規定する要件を満たし、適当と認められた者を委嘱する。

6 活動依頼

- (1) 県は、希望大使本人又は支援者に対して活動依頼する。

(2) 市町村や関係機関が希望大使への活動を依頼するときは、別紙1「とくしま希望大使活動依頼書」に必要事項を記載の上、県に提出する。県は、事業内容を勘案し、希望大使本人又は支援者と調整を行い、希望大使を紹介する。依頼者は活動終了後、別紙2「とくしま希望大使活動報告書」を県に提出する。

7 謝礼

- (1) 県が依頼する活動については、原則として県が定める基準による。
- (2) (1) 以外の活動については、依頼元の基準による。

8 事務

希望大使に関して必要な事務は、徳島県保健福祉部長寿いきがい課で行う。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、希望大使に関して必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年7月7日から施行する。